

## 千葉県動物公園ボランティア制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県動物公園（以下「動物公園」という。）の運営において、来園者の満足度の向上を図ること、及び動物に対する関心をより高めることを目的として設置する千葉県動物公園ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録及び活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱においてボランティアとは、前条に規定する趣旨に賛同し、自発的に協力しようとする者で、第9条に規定する登録証の交付を受けて第13条に規定する活動を行う者をいう。

### (ボランティアの登録資格)

第3条 ボランティアの登録ができる者は、第13条に規定する活動に積極的に参加できる18歳以上の者とする。

### (事前説明会の開催)

第4条 動物公園長（以下「園長」という。）は、ボランティアの募集を行うにあたり、ボランティアの登録を希望する者に対し、ボランティア制度の目的と内容に関する事前説明会を開催するものとする。

### (定員)

第5条 ボランティアの登録定員は、各年度ごとに、園長が別に定める。

### (登録申請)

第6条 ボランティアの登録をしようとする者は、園長が別に定める募集期間内に千葉県動物公園ボランティア登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を園長に提出しなければならない。

### (ボランティア登録者の選考・決定)

第7条 ボランティアの登録者は、別に定める「選考方法」に基づき、園長が決定する。

(ボランティアの登録期間)

第8条 ボランティアの登録は、本人から退会の申出がない限り、自動的に継続する。

(登録証の交付)

第9条 園長は、第7条の規定によりボランティア登録者を決定したときは、当該決定者に対し千葉市動物公園ボランティア登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を交付する。

2 ボランティアは、動物公園内でボランティア活動に従事するときは、常に登録証を携行しなければならない。

(養成事業)

第10条 園長は、ボランティアが円滑にボランティア活動に従事することができるよう、動物公園の情報提供及びボランティア養成講座等の養成事業を行う。

2 養成事業の内容は、別に定める。

(登録の取消)

第11条 園長は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアから退会の申し出があったとき。
- (2) 第1条の趣旨に反する行為など、ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) その他園長が必要と認めたとき。

2 ボランティアは、前項の規定により登録を取り消されたときは、速やかに登録証・その他貸与された物品を園長に返還しなければならない。

(ボランティア登録名簿)

第12条 園長は、千葉市動物公園ボランティア登録者名簿（様式第3号）を作成し、これを管理するものとする。

（活動内容）

第13条 ボランティアの活動内容は、次の各号に定めるものとする。

（1）来園者に動物に対する関心をより深めてもらうとともに、安全で快適な環境を提供するため、展示動物の解説をはじめ、動物公園が主催又は共催するイベントへの協力、施設案内及び美化、動物公園が必要とする自発的な活動等に関すること。

（2）前号に規定する活動を行う上で、必要な自主研修及び情報収集活動に関すること。

（3）その他、活動の内容に関することは別に定める。

（活動日数及び活動時間）

第14条 ボランティアの活動日数は、原則として1か月あたり2日以上とし、前条第2号に規定する活動は、原則としてこれを活動日数に算入しないものとする。

2 ボランティアの活動時間は、原則として開園日の開園時間内とする。ただし、動物公園の要請に応じて、開園時間外の活動も認める。

（活動報告書の提出）

第15条 ボランティアは、活動日当日、千葉市動物公園ボランティア活動報告書（様式第4号）により活動内容等を報告しなければならない。また、チームでの活動があった場合は別途、チーム活動報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

（報酬及び交通費）

第16条 ボランティアの活動は無報酬とする。また、活動に要する交通費は自己負担によるものとする。

（委員会）

第17条 園長は、ボランティアの円滑な活動を推進するため、動物公園に千葉市動物公園ボランティア活動運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 動物公園長

(2) 動物公園副園長

(3) 動物公園企画広報班員

3 委員会に委員長を置き、園長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

6 委員会に副委員長を置き、動物公園副園長をもって充てる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの登録及び活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。